



第70号
平成29年 11月16日発行
ジェイアール・イーストユニオン
教宣部

2017 年度年末手当妥結！！

1 基準額

基準額は、基準内賃金の3.18か月分とする。

2 支給日

平成29年12月4日(月)以降、準備でき次第とする。

本日、会社より上記内容で申3号に対する回答があった。
要求額に届かなかったものの、支給日については我々の要求どおりとなった。
ここ数年の右肩上がりの業績に対して、社員の努力に対する評価も右肩上がりとならなかったことは不満である。しかし新人事賃金制度が導入され管理手当等が見直された。また4年連続の賃金改善により基準額としては昨年より増えている。また安定的年末手当支給であると理解し、会社の3.18ヶ月支給を受け止めこれ以上の増額は望めないことから持ち回り中央執行委員会を開催し13:00に妥結した。

「変化点」を認識し、一人ひとりが努力を怠ることなく会社の持続的成長に寄与しよう！！